

栄養情報担当者(NR)制度に関する見直し当初案が公開されました

政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会(9月15日開催)で厚生労働省が示した「(独)国立健康・栄養研究所組織・業務全般の見直し当初案」*が総務省から公表されました。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000084249.pdf

※ 独立行政法人は、5年ごとに示される主務大臣からの業務目標に基づき事業を実施することとなっています。

当研究所については、来年度が新たな業務目標が示される年となっており、今回公表された案は、平成23年度からの5カ年の中で当研究所が行うべき事業目標の大まかな方針となります。

この中で、NR事業については、「省内事業仕分の結果を踏まえ、NR制度に当研究所が関与しないことを前提に第三者機関への事業の移管を行う。なお、その際には、

- ① 国の通知によるアドバイザースタッフの習得事項を満たす科学的な水準の維持と中立・公正な制度運営の確保
- ② 既に資格を有している者の活動や養成講座受講生などの資格取得に支障を来さない配慮について留意が必要となるため、検討を行う。」とされています。

これは、本年4月に、厚生労働省の「省内仕分け」において、「事業そのものを廃止 3名、事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施 2名、法人で事業継続するが、更なる見直しが必要 1名」との厳しい結果と、その場での厚生労働大臣の指示により実施した消費者団体等に対する調査の結果、

- ① 消費者団体は、NRについて、必要ないという意見と、必要である、あるいはあったほうがよいという意見がみられたが、いずれの団体にも共通していた指摘は、NRの認知度が低いという認識であり、認知度が低く、NRがどこで、何をしているのかわからないということ。
- ② NR制度は、発足してからまだ7年と日が浅いため、普及啓発活動の不足もあり未だにNRの役割が広く国民に理解されていないものと考えられるが、NR養成講座がここ数年で数多く開設され、多くの受講生が資格の獲得を目指して受講していること。
- ③ NR類似の資格認定をしている団体は、勿論のことではあるが、このような健康食品に関する資格の必要性を強調しており、このうち意見を聞いた団体は資格の統合に関して前向きな意見を持っていること。

などが明らかとなったことを踏まえたものと考えております。

まだ、来年度以降5カ年についての方針案が示されたところであり、具体的なことは何も決まっておきませんので、今後何かございましたら、ホームページなどを通じ、情報を提供いたします。

***お問い合わせは、お問合わせ専用ページ(<http://www.nih.go.jp/eiken/contact.html>)よりお願いします。**